第二十四条の十二の見出し中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四号中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第六号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十五条の見出し中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三号及び第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十五条の五第二号を次のように改める。

二　前号の内国法人の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　令第九十七条第一項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）に係る分割法人又は現物出資法人（以下この号において「分割法人等」という。）　当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ロ　適格分割等に係る分割承継法人等　当該適格分割等に係る分割法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

第二十五条の六の見出し中「適格分社型分割等により移転する個別評価金銭債権」を「適格分割等により移転する金銭債権」に改め、同条中「第五十二条第六項（適格分社型分割等により移転する個別評価金銭債権」を「第五十二条第七項（適格分割等により移転する金銭債権」に改め、同条第一号中「第五十二条第五項」の下に「又は第六項」を加え、同条第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　次に掲げる事項

イ　法第五十二条第五項に規定する期中個別貸倒引当金勘定の金額に相当する金額及び個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額並びにこれらの金額の計算に関する明細

ロ　法第五十二条第六項に規定する期中一括貸倒引当金勘定の金額に相当する金額及び一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額並びにこれらの金額の計算に関する明細

第二十五条の七第二号を次のように改める。

二　前号の内国法人の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　令第百二条第一項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）に係る分割法人又は現物出資法人（以下この号において「分割法人等」という。）　当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ロ　適格分割等に係る分割承継法人等　当該適格分割等に係る分割法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

第二十五条の八の見出し中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条中「適格分社型分割等に」を「適格分割等に」に改め、同条第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十六条中「適格合併等又は同条第五項に規定する適格合併等」を「適格合併又は同条第四項に規定する適格組織再編成等」に、「第百十二条第七項第一号」を「第百十二条第三項第一号」に、「同条第九項」を「同条第七項」に、「被合併法人等」を「被合併法人」に、「被合併等事業とこれらの適格合併等」を「被合併事業と当該適格合併又は適格組織再編成等」に、「規定する合併法人等」を「規定する合併法人」に、「合併等事業とが」を「合併事業とが」に改める。

第二十六条の四の見出しを「（時価純資産価額等に関する保存書類）」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に改め、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2　令第百十三条第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　令第百十三条第五項の適格組織再編成等により移転を受けた資産の当該移転の直前（適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）にあつては、その残余財産の確定の時。以下この項において同じ。）における価額及び帳簿価額を記載した書類

二　次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の同号の移転の直前における価額を明らかにするもの

イ　その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

ロ　令第百十三条第六項の内国法人が、当該移転の直前における価額を算定し、これを当該移転の直前における価額としているときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ　イ又はロに掲げるもののほかその資産の価額を明らかにする事項を記載した書類

第二十六条の五第一項中「第百十三条の二第七項」を「第百十三条の二第六項」に改め、同条第二項第一号イ(1)中「第百十三条の二第十二項第一号」を「第百十三条の二第十一項第一号」に改め、同号ロ(1)中「第百十三条の二第十二項第二号」を「第百十三条の二第十一項第二号」に改め、同号ハ(1)中「第百十三条の二第十二項第三号」を「第百十三条の二第十一項第三号」に改め、同条第二項中「第百十三条の二第十四項」を「第百十三条の二第十三項」に改め、同条第四項中「第百十三条の二第十四項」を「第百十三条の二第十三項」に改め、同条第五項」を「第百十三条の二第十四項」に改める。

第二十六条の六を次のように改める。

（会社更生等により債務の免除を受けた金額等の明細等に関する書類）

第二十六条の六　法第五十九条第四項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第五十九条第一項各号に掲げる場合に該当する場合　次に掲げる書類

イ　次に掲げる事項を記載した書類

(1)　当該内国法人が債務の免除を受けた金額（当該内国法人に対する債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときの当該利益の額を含む。）並びにその贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の明細

(2)　(1)に規定する免除を受けた債務（(1)に規定する消滅した債務を含む。）に係る債権が令第百十六条の四（会社更生等の場合の債権の範囲）に規定する更生債権であることの明細

(3)　その債務の免除を行つた者（(1)に規定する消滅した債務に係る債権を法第五十九条第一項第一号に規定する時において有していた者を含む。）又は贈与を行つた者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(4)　(3)に規定する贈与を行つた者が当該内国法人の役員等（法第五十九条第一項第二号に規定する役員等をいう。次号において同じ。）であることの明細

(5)　その他参考となるべき事項

ロ　法第五十九条第一項に規定する更生手続開始の決定があつたことを証する書類

二　法第五十九条第二項各号に掲げる場合に該当する場合　次に掲げる書類

イ　次に掲げる事項を記載した書類

(1)　当該内国法人が債務の免除を受けた金額（当該内国法人に対する債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときの当該利益の額を含む。）並びにその贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の明細

(2)　(1)に規定する免除を受けた債務（(1)に規定する消滅した債務を含む。）に係る債権が令第百十七条各号（再生手続開始の決定に準ずる事実等）に定める債権であることの明細

(3)　その債務の免除を行つた者（(1)に規定する消滅した債務に係る債権を法第五十九条第二項第一号に規定する時において有していた者を含む。）又は贈与を行つた者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地